

地価公示に係る事項を記載した書面等の閲覧に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月24日

千葉市長 神谷俊一

千葉市規則第69号

地価公示に係る事項を記載した書面等の閲覧に関する規則の一部を改正する規則

地価公示に係る事項を記載した書面等の閲覧に関する規則（昭和53年千葉市規則第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(閲覧時間及び休日) 第3条 図書の閲覧時間は、午前9時から <u>午後5時15分</u> までとする。 2 [略]	(閲覧時間及び休日) 第3条 図書の閲覧時間は、午前9時から <u>午後5時</u> までとする。 2 [略]

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。